#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-1 眼の障害に関する障害等級認定の問題点

鎌田光二

横浜労災病院 眼科

業務上または通勤上の労働災害で被った眼障害の後遺症には、その残った障害の程度により補償がなされることになっており、横浜労災病院眼科でも毎年20人程の認定業務を行っている。後遺症の程度判定すなわち後遺障害等級認定における問題点は、平成8年の第45回当学会シンポジウムでも取り上げられ、業務上疾患の証明、詐盲対策、等級基準の問題の三点を挙げさせて頂いた。それを機会に認定等級基準については厚生労働省の専門検討会で見直しが進められ、平成16年から現行の新しい基準が適用されている。

認定基準の主な改正点は次の通りである.

- 1) 視力の測定方法と視力障害の評価方法
- 2) 調節機能障害の評価方法
- 3) 新たな身体障害としての複視に関する認定基準

今やコンタクトレンズの装用者は 1500 万人とも 1800 万人とも言われており、労働災害により生じた無水晶体眼の視力矯正の一つの方法としてコンタクトレンズが使用されることも間々ある. 従来の基準ではコンタクトレンズでの矯正視力は採用されずに裸眼視力での判定となっていたので、矯正視力に格差のある者が同じ障害等級に属することも生じていた. この点が解消されたことは大いに評価されることであるが、コンタクトレンズ装用の可否判定についてはまだ難しい問題が残っている。

次の調節機能障害については、年齢別調節力値が5歳毎に細かく改められ、評価方法および対象除外者についても新しい認定基準の原則が決められた.

また新たな障害等級として正面視または正面視以外での複視が定められた.複視は眼球運動の障害で生じるものであるが、従来は14級または12級に準用されており、眼球運動障害の程度は眼の動く範囲である注視野の広さにより判定されていた.眼球運動障害で労働および生活における大きな支障は物が二つに見えることである.このことが後遺障害の一つとして追加採用されたことは、通勤災害等での頭部外傷の増加に伴い頻度が増えている眼筋麻痺の障害補償対策としては適切なものである.最近5年間に当院眼科で行った後遺障害の認定で最も多いのは視力障害であったが、眼球運動障害による複視は17例にみられ、半分以上は交通事故によるものであった.注視野の障害がみられた者は皆無であった.

眼の障害における後遺障害等級認定における現状と問題点を、最近5年間の認定業務116件をもとに考えてみたい。

## 【略歴】

昭和50年3月 横浜市立大学医学部卒業 昭和56年6月 茅ヶ崎市立病院眼科医長 昭和58年4月 東京医科歯科大学医学部眼科講師 平成2年1月 横浜市立大学医学部眼科講師 平成2年4月 横浜市立大学医学部眼科助教授 平成3年4月 横浜市立大学医学部眼科助教授 平成14年4月 横浜市立大学医学部眼科臨床教授

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-2 後遺障害等級認定の問題点―耳鼻咽喉科 領域について―

小林一女

昭和大学病院 耳鼻咽喉科

耳鼻咽喉科領域の労災障害等級認定基準は、平成 12 年から 14年に専門検討会において 17 項目について見直しが検討され、6 項目において新たな認定基準が出された。これら項目の障害認定の現況と問題点について紹介する.

#### ①聴力検査法

聴力検査の時期、方法、評価法が明確となった、特に 騒音性難聴の労災認定時の検査法が明確となり適切に実施されている。騒音性難聴以外では治癒後に検査を3回行うと規定された。しかし自賠責保険の場合、このような規定がなく、受診が事故より数カ月後の場合もあり因果関係が問題となることが多い。

#### ②機能性難聴

機能性難聴が疑われる場合の具体的検査方法が示され、被検者の状態に応じて適切な手法が採用されるようになった.近年、他覚的検査法として聴性定常反応検査(ASSR)が普及しつつある. 周波数毎の聴覚閾値をある程度知ることができ,障害等級決定の判断に有用である. ③耳鳴の取り扱い

従来区別が明確でなかった 12級と 14級の耳鳴が、耳鳴検査(ピッチマッチ、ラウドネスバランス検査)が実施されたか否かによって区分されることになった。すなわち、難聴に伴い耳鳴があると評価されると 12級、難聴に伴い耳鳴のあることが騒音暴露歴や音響外傷などから合理的に説明できるものは 14級となる。実際の認定では「難聴に伴う」の「難聴」の解釈、無難聴性耳鳴の取り扱いが問題となっている。

#### ④平衡機能障害

内耳性平衡機能障害の等級が明確となった。すなわち、 内耳性障害では9級を超えることはない。自賠責保険で は眼振検査が全くなく、重心動揺計検査の所見のみ添付 されることもあり、診断に苦慮することがある。

# ⑤その他(加齢変化, 難聴飛び等級)

専門検討会で検討されたが、認定基準改正に至らなかった項目について若干紹介する.

聴力と加齢との関連について、加齢とともに一定程度低下する. しかし障害補償給付対象となる 40dB を超えるものではないことより、聴力については年齢により聴力低下を考慮しない.

#### 【略歴】

1982年		昭和大学医学部卒業
同年		昭和大学耳鼻咽喉科学教室入局
1983年	6月	関東労災病院耳鼻咽喉科
1984年1	11月	総合高津中央病院耳鼻咽喉科
1985年1	10月	昭和大学耳鼻咽喉科助手
1987年1	11月	東京船員保険病院耳鼻咽喉科
1989年	6月	昭和大学耳鼻咽喉科助手
1990年	1月	川崎中央病院耳鼻咽喉科
1991年	7月	昭和大学耳鼻咽喉科助手
1993年	1月	同専任講師
1997年	4月	同助教授
2007年	4月	同准教授

日本耳鼻咽喉科学会耳鼻咽喉科専門医 日本職業・災害医学会「労災補償指導医」

#### 【所属学会】

日本耳鼻咽喉科学会, 日本耳科学会(評議員)日本鼻科学会, 日本聴覚医学会, 日本小児耳鼻咽喉科学会(理事),日本口蓋裂学会(評議員)日本職業·災害医学会, 日本耳鼻咽喉科臨床学会

## 【その他】

東京都身体障害者福祉センター医学的判定医師

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-3 後遺障害等級認定の問題点 一口の障害の現況と問題点一

岡田とし江 関東労災病院歯科口腔外科

口の障害については前回の労災認定基準の見直し後, 咀嚼障害 12級準用が加わり、咀嚼障害・言語障害 6 段階、歯牙の障害 5 段階、これらの併合、準用として嚥 下障害・味覚障害、特殊な併合、声帯麻痺、開口障害な どによる咀嚼に相当時間を要する場合、歯牙障害の加重 の取扱いが認定方法として定められている。

これらの障害の認定に際しては、事故との因果関係、事故状況(物損の程度),事故当日の肉眼所見・画像所見、症状固定時の画像所見、既存障害の有無、自覚症状・他覚所見を総合的に評価することが求められている。

さらに、自覚症状をできるだけ客観的に評価する方法が補助手段として必要となる、具体的には咀嚼障害については、山本らの総義歯性能判定表・中島らの咀嚼可能食品問診調査・主に自賠責で使用している咀嚼状況報告書・客観的なデンタルプレスケールなどの機械的な咀嚼状況の評価手段があげられるが、全く同一の手段が用いられている訳ではないことが問題点の一つとして挙げられる、言語については会話の成立、構音・発語状況により、判断している。

見直し以降の開口障害等による 12 級準用については 開口域の測定、顎関節の画像(シュラー氏法、CT、MRI など)など、診断書に十分に記載されていないものが多 い点が問題となっている。後遺障害診断書の記載方法な どの周知徹底が望まれる。

歯牙障害については事故時の X 線写真, 治療終了時の X 線写真により判断するが, 加重の取扱いがあることから, 事故当日と事故前のかかりつけ歯科での X 線写真が決め手となってくる. 最近の既存障害と現症について評価が上がる場合, 妥当な場合, かえって既存障害により認定対象外になってしまう場合等具体的事例を提示する.

実際の認定業務の中では、さらに顔貌の醜状障害・末 梢神経障害などを同時に認定することが多い.

特殊な例としては気管切開後、永久気管孔となり、更に胃瘻を造設している認定対象者もみられ、これからも 増加していくものと考えられた.

### 【略歴】

昭和55年7月

昭和51年3月 鶴見大学歯学部卒業

昭和51年4月 鶴見大学歯学部第一口腔外科学教室 助手

昭和52年4月 鶴見大学歯学部大学院歯学研究科(口腔外科学専攻)入学

スイス バーゼル大学顎顔面外科に

て Prof. B. SpiessI に師事

昭和56年3月 鶴見大学歯学部大学院歯学研究科(口腔外科学専攻)卒業 歯学博士甲第1

号

昭和56年4月 鶴見大学歯学部第一口腔外科学教室

助手

昭和58年4月 鶴見大学歯学部第一口腔外科学教室

講師

昭和61年1月 関東労災病院歯科口腔外科部長 現

在に至る

日本口腔外科学会専門医・指導医

日本がん治療認定医機構 暫定教育医(口腔外科)

日本職業災害医学会 労災補償指導医

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-4 後遺障害等級認定の問題点 精神症状 (非器質性精神障害)

小山文彦1.2)

労働者健康福祉機構本部研究ディレクター<sup>1)</sup>, 香川労災病院勤労者メンタルヘルスセンター<sup>2)</sup>

労災保険の認定基準上,非器質性精神障害の後遺障害を判定する際,その障害程度は、精神科等の専門医による治療の有無、治療内容、治療期間、担当医からの照会回答書から斟酌、判断され、9級、12級および14級の3段階に区分した等級が定められる。具体的には、「精神症状」;①抑うつ状態、②不安、③意欲低下、④慢性化した幻覚・妄想、⑤記憶又は知的能力の障害、⑥その他の障害(衝動性、不定愁訴等)のうち1つ以上が残存(その状態について判断)し、「能力」;①身辺日常生活、②仕事・生活に積極性・関心を持つこと、③通勤・勤務時間の厳守、④普通に作業を持続すること、⑤他人との意思伝達、⑥対人関係・協調性、⑦身辺の安全保持、危機の回避、⑧困難・失敗への対応、以上8項目ごとに四段階に判定する。

この「能力」については、いわゆる日常生活動作(ADL) と労働能力を併せ、客観的な判断がなされるものと思われる. しかし、「精神症状」の状態については、当該労働者の愁訴からの判断によるところが大きく、身体の障害と比べると他覚的かつ客観的な判断が難しい場合も少なくない. この視点からも、精神科一般臨床から労災認定、後遺障害の判断にわたっても、抑うつ等に関する客観的指標が求められており、労災疾病等 13 分野医学研究との関連性は大きい.

また、「重い障害を残している者」の例として「持続的な人格変化」があり、これには、著しく調和を欠く態度と行動、持続的で長期にわたる異常行動等が該当する。一例として、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の慢性化に伴う人格変化を考えた場合、その精神・行動の障害は、青年期に発症することの多い BPD(境界性人格障害)の特徴と類似している、場合によっては、当該の被災および PTSD との因果関係にあるものか、被災前からの BPD の顕在化かについての判断は非常に困難である。以上の問題点を含め、通勤災害による PTSD 自験例の発症からアフターケアまでの過程についても紹介したい。

#### 【略歴】

平成	3年	徳島大学医学部医学科卒業
,ענו 🛨	$\circ$ $+$	1555人子区子心区子科学来

平成 3年 岡山大学医学部神経精神医学教室入局,同 附属病院勤務

平成 4年 府中湯が丘病院勤務

平成 6年 公立周桑病院精神科·神経内科勤務

平成 8年 河田病院シルバーリハビリテーションセンター勤務

平成 9年 弘済クリニック勤務

平成 13年 香川労災病院メンタルヘルス科副部長

平成 17年 香川労災病院勤労者メンタルヘルスセン

ター長

平成21年 独立行政法人労働者健康福祉機構本部研究ディレクター(兼任)

## 【所属学会】

日本職業・災害医学会(認定労災補償指導医), 日本産業ストレス学会(理事), 日本精神神経学会(専門医・指導医), 日本産業衛生学会, 日本産業精神保健学会, 日本社会精神医学会, 日本緩和医療学会

#### 【資格・役職】

医学博士,精神保健指定医,日医認定産業医,日本精神神経学会専門医・指導医,日本職業災害医学会認定労災補償指導医,中央労働災害防止協会メンタルヘルス支援専門家、メンタルヘルス対策支援相談員等

## 【厚生労働省関連】

厚生労働省委託「治療と職業生活の両立等の支援手法の開発のための事業(精神疾患その他のストレス性疾患)」 (実施責任者 2010~現在)、厚生労働省委託「業務上疾病に関する医学知見収集事業」(専門委員 2009)、厚生労働省労働基準局職員研修会「労働者のうつ、疲労と脳血流変化」(講師 2008)

#### 【著書】

働く人のうつ、疲労と脳血流変化(編著、保健文化社、 2009)

女性総合診療マニュアル(共著, 労働者健康福祉機構編, 保健文化社, 2010)等

## 【論文(2009-11年分)】

労働者の「うつ病予備軍」早期発見のために(日職災医誌59(1):32-39,2011),メンタルヘルス不調に罹患した労働者に対する治療と職業生活の両立支援(産業医学ジャーナル33(6):89-96,2010),労働者の抑うつ,疲労,睡眠障害と脳血流変化(日職災医誌58(2):76-82,2010),労働者の抑うつ,疲労感と脳SPECT画像(産業ストレス研究17(2):133-137,2010),うつ病の客観的診断は可能か(産業医学ジャーナル32(6):94-101,2009),労働者健康福祉機構が進める労災疾病等13分野医学研究・「勤労者のメンタルヘルス」分野の研究・開発、普及事業について(産業精神保健17(4):290-295,2009)等

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-5 外傷性脳損傷と高次脳機能障害認定の変 遷と問題点

茂野 卓 関東労災病院 脳神経外科

労災保険及び自賠責保険もともに従来より頭部外傷後 の脳損傷後遺障害認定を行ってきた. その後 2000 年 にまず自賠責保険がびまん性脳損傷による高次脳機能障 害の等級認定基準を明確にした. 労災保険もその後 2003年, 高次脳機能障害を明文化した. まず常時介助 が随時介助かにより 1,2級を認定することは労災・自 賠責とも同じである. それより軽度のものは、労災は4 能力をそれぞれ6段階評価で等級を決定する.一方自賠 責は日常 ADL 及び作業就労能力を具体的事象を例に等 級認定をする. 双方の基準に大きな隔たりは無いが、ど ちらかが先に認定されている場合の認定作業もあり、整 合性が問われる場合がある. 同様に介護認定も実際の労 災・自賠責認定の場で提出されることも多くなってき た、要支援から要介護 5 までの等級が先に認定されてい る場合に、労災・自賠責との整合性が問われる場合もあ る. 現段階では労災・自賠責ともに器質性精神障害をそ の対象にしており、少なくとも画像診断で明らかな脳損 傷を認めなければ認定の対象とはしていない. ところが 近年、明らかな画像異常所見が無くとも、びまん性脳損 傷がありうるとする考えがあり、軽度外傷性脳損傷 (MTBI) という疾患概念が出てきた. これはいまだ概念 であり、医学的に明確に確立されたものではない. しか し裁判でこれが争われる件数が増えつつある、そして昨 年, 自賠責で MTBI を認める高裁判決が出た. 医学的な 明確な検証がまだ進まない段階で司法が先に進んでいる 現状である. 自賠責はそこで今年, 軽症頭部外傷後の高 次脳機能障害の疑いのあるものを審査対象とする基準を 明らかにした。しかし現段階では自賠責も労災同様。画 像異常所見の存在が重要であることに変わりはない. EBM としての高次脳機能障害診断の難しさに直面す る. 現段階での問題を提示する.

#### 【略歴·業績】

1973年、東京大学医学部卒業、東京大学脳神経外科入局、ベルリン自由大学、グラスゴー大学、東京大学、埼玉医科大学総合医療センター助教授を経て、関東労災病院部長、以後、脳神経外科労災認定業務に従事、現在、労災リハビリテーション長野作業所長兼任。

ベルリン自由大学医学博士 東京大学医学博士 日本脳神経外科学会専門医 日本脳卒中学会専門医 東京大学医学部脳神経外科非常勤講師

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

### PD2-6 呼吸器の障害

#### 冬木俊春

関東労災病院勤労者予防医療センター

呼吸器障害での障害等級認定の基準は、介護の必要度から、1級は常時介護が必要なもの、2級は随時介護が必要なもの、それ以外のものは3級以下となる.

判定基準項目には、%1秒量、%肺活量、動脈血酸素 分圧, 呼吸困難度(高度, 中等度, 軽度), 運動負荷試験 があり、その程度によって、5、7、9、11級に分類さ れる、運動負荷試験は、呼吸機能、動脈血酸素分圧が正 常の場合に適用され、負荷によって呼吸困難があると判 断されれば、11級相当となる. 運動負荷試験は、軽症例 に使われる判定基準項目となる. 自覚症状としての呼吸 困難度は、軽度、中等度から高度になると、7級から一 気に3級以上に昇格する場合があるが、肺機能上重症と なる例であり、この場合、マイペースで 1Km の歩行は難 しい状態であり、中等度、軽度呼吸困難の例は、希有で はないかと思われる、呼吸困難度が障害等級判定には、 あまり寄与していないのではないかと思われる。 労災補 償となるじん肺に関しては、新たな肺機能検査の判定基 準が平成22年7月1日より施行されている. 肺機能判 定項目が障害認定での項目とほぼ共通している. 労災管 理Ⅳと障害等級の1級を補償に関して、ほぼ同等と見 なすとするなら、両者の肺機能判定基準に差があるよう で、かつ、じん肺の場合、段階的な補償は設けられてい ない.

## 【略歴】

昭和51年3月 東北大学医学部 卒業 昭和 54 年 4 月 東北大学第1内科 入局 昭和61年4月 珪肺労災病院 内科副部長 同 平成 2年4月 検査課部長 平成 9年5月 同 呼吸器内科部長 平成10年4月 関東労災病院 呼吸器内科部長 平成17年9月 アスベスト疾患セン 同

ター長 (兼務)

平成 22 年 4 月 勤労者予防医療センター長

日本呼吸器学会 呼吸器専門医

同 呼吸器指導医

日本内科学会 認定内科医

日本医師会認定産業医

日本職業・災害医学会労災補償指導医

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

# PD2-7 後遺障害等級認定の問題点―四肢―

二十容司

横浜労災病院 整形外科

平成 16 年に、整形外科に関わる労災後遺障害等級の 認定基準が改正された、四肢に関わる認定基準の主な改 正点は、1) 肩関節の主要運動の変更、2) 前腕回内・回 外の評価, 3) 長幹骨偽関節の取扱いの変更, 4) 長幹骨 の回旋変形の評価, 6)神経断裂後の指の知覚脱失を指の 用廃と認定. 7)人工関節・人工骨頭の取扱いの変更. 8) 示指の過大評価. 小指の過小評価の是正であった. この 改正により、それ以前に問題とされていた認定上の問題 点が相当程度改善されたが、依然として問題も残ってい る. 可動域制限の評価については、例えば、肘関節の可 動域が60度の場合、著しい機能障害として10級に該 当することになるが、伸展 0 度・屈曲 60 度の場合と伸 展-60度・屈曲 120度の場合では、明らかに前者の 機能障害の程度が重い. すなわち, 可動域が同一でも機 能障害が異なる場合がある。あるいは、末梢神経損傷に よる機能障害の評価について、末梢神経損傷による運動 麻痺がある場合、関節可動域は自動での可動域で評価す ることになっている. しかし, 筋力が M3 程度あり自動 可動域が保たれている場合には、機能障害が相当程度あ るにもかかわらず、等級に該当しないことになる、四肢 外傷後に残存する疼痛については、改正以前からあった カウザルギーに加え RSD(反射性交感神経性ジストロ フィー)が、改正後認定基準に加えられた. これらは、 近年 CRPS (複合性局所疼痛症候群) としてまとめて取 り扱われることが多いが、その病態に不明な点が多く. 診断基準も必ずしも確立していないため、後遺障害認定 上問題になりやすい. 特に、RSDの認定要件である関節 拘縮、骨萎縮、皮膚の変化の3要件の取扱いが問題にな る. 労災における RSD の認定基準はあくまで補償を目 的とする"認定基準"であり、医学上の"診断基準"で はないことを理解する必要がある.

#### 【略歴】

昭和52年 3月 私立広島学院高等学校卒業 昭和58年 3月 東京大学医学部医学科卒業 昭和58年 6月 東京大学医学部整形外科研修医 平成 2年 7月 東京大学医学部整形外科助手 平成 4年 7月 東京大学医学部整形外科医局長 平成 9年 9月 横浜労災病院整形外科部長 平成 22年 1月 横浜労災病院副院長

### 【公職歴】

平成 10 年 地方労災医員

平成 12年 労働省「精神・神経の障害認定に関す

る専門検討委員会」委員

平成 18 年 厚生労働省「労災医療専門家会議」委

員

## 【学会役員】

運動器の10年・日本協会理事

日本末梢神経学会理事

日本整形外科学会代議員

Journal of Orthopaedic Surgery, Editorial Board

日本手外科学会代議員

日本職業・災害医学会評議員

日本職業·災害医学会誌編集委員

日本整形外科勤務医会幹事·事務局

## 【資格】

日本整形外科学会専門医

日本手外科学会「手外科専門医」

日本職業·災害医学会「労災補償指導医」

#### 後遺障害等級認定の問題点(各領域における認定の現況と問題点)

PD2-8 せき柱及びその他の体幹骨(脊椎・体幹)

平林 洌

慶友整形外科病院

せき柱の後遺障害で問題とされるのは「変形障害」と「運動障害」である. 具体的には、1) それらを評価する際の基準となる参考値や生理的・加齢的な既存値の問題、2)それらの障害等級が他の系列の障害に比較して過大に評価され、したがって障害自体の労働能力喪失率も過大に評価されている問題、とに分けられる。

1)について、まず椎体の「変形障害」の程度は単に前縁長/後縁長の比で計測され、生理的な椎体の変形(例えば、胸腰椎部では後湾化、頚胸椎部では前湾化)が考慮されていない。当該椎体の計測に当たっては隣接椎体の前/後縁比を参考にするべきであろう。「運動障害」の程度は若年健常者の可動域を参考基準値とされているが、中高年者では生理的に加齢とともに可動域は漸減していく、計測判定に当たっては暦年齢とともに、画像上での変性所見(椎間板の狭小、椎体の骨棘)を重視し、参考とするべきであろう。

2) について, 因みに 1 椎体の前/後縁長の比が 1/2 以下に楔状変形するか,可動域が 1/2 以下に制限される と、障害等級は第8級(労働能力喪失率45%)に認定 される. それらは四肢の 1 関節の用廃(強直) あるいは 1 眼の失明に相当するが、果たして労働能力や日常生活 動作にそれ程の支障が生じるであろうか、椎体変形に よって後湾変形を生じたとしても、また頚椎の回旋運動 や腰椎の前・後屈運動が 1/2 に制限されたとしても、そ れらはある程度は脊椎の他の部位で代償される、さらに 日常の生活では、頚椎の回旋は体全体で、腰椎の前後屈 は股関節や膝関節でも代償される. 現に、その程度の変 形や可動域低下では、被害者本人から局所の多少の痛み やせき柱のこわばりを訴えられることはあっても、その ために労働能力や日常生活能力が半分程度に低下すると は考え難い. したがってそれらの8級の等級は10~ 11級(労働能力喪失率 27%~20%) に改定すること が妥当と考える。1/2 程度の変形や可動域制限の労働能 力喪失率を20~30%としている米国の基準とも整合 するからである.

#### 【略歴】

昭和35年 慶應義塾大学医学部卒業

36年 国立東京第2病院にてインターン

40年 慶應義塾大学大学院医学研究科終了

「頸部椎間板の動態に関する研究」により

学位取得

40年 慶應義塾大学助手

49年 // 助教授

平成 3年 // 看護短期大学学長,教授

12年 慶友整形外科病院副院長

20年 // 名誉病院長(現職)

#### 【資格】

日本整形外科学会専門医,

日本脊椎脊髓病認定医, 日本脊椎脊髓病学会指導医

#### 【所属学会】

日本整形外科学会

日本脊椎脊髄病学会

国際整形災害外科学会

Cervical Spine Research Society

## 【その他】

昭和 48 年 労働省頸肩腕障害認定専門家会議委員

腰痛症 認定専門家会議委員

54年 自動車保険料率算定会顧問医

平成 元年 厚生省脊柱靭帯骨化症研究班幹事

12年 厚労省労災補償障害等級認定基準検討委

員会委員

14年 東京地方裁判所調停委員, 専門委員